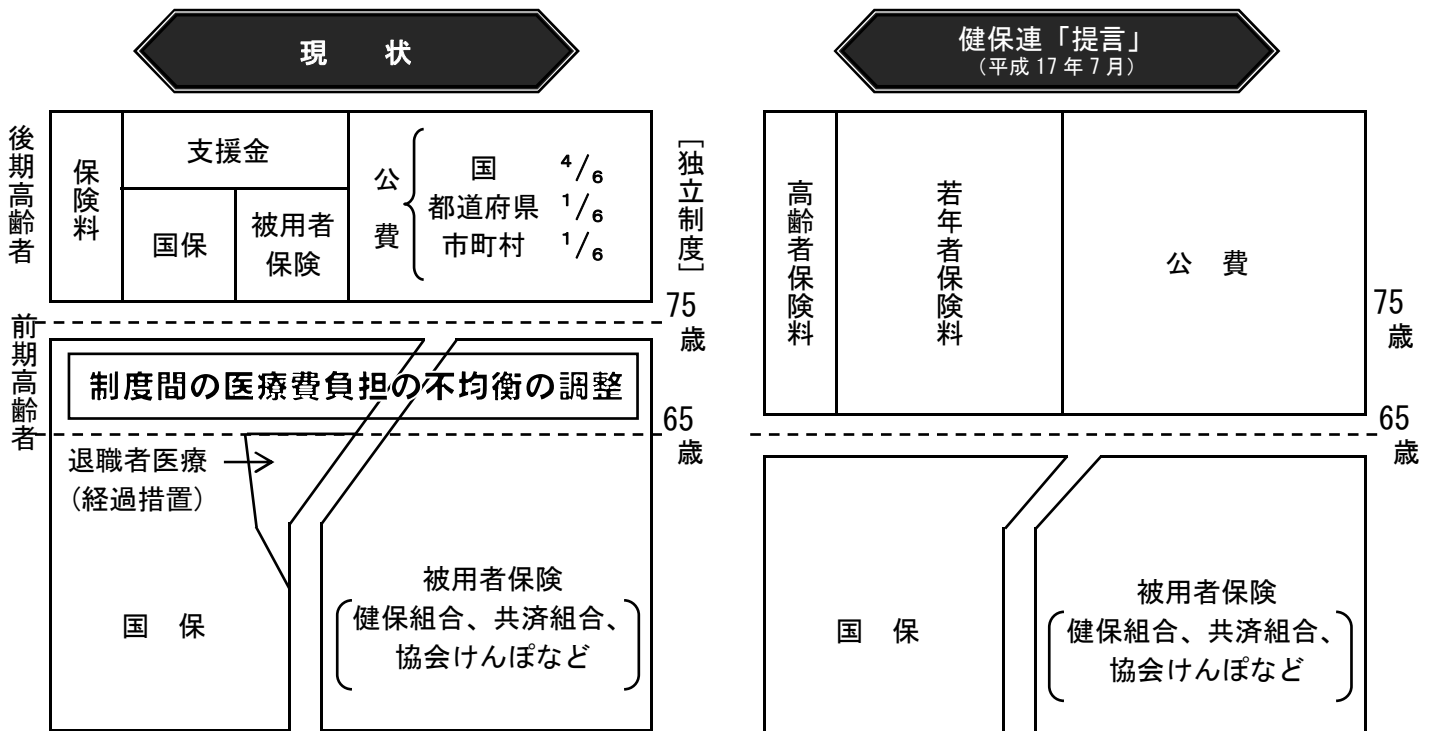


参考資料 8. 高齢者医療制度に関する健保連の考え方



制度の特徴

- 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）
 - 75 歳以上の人と 65 歳から 74 歳の一定の障害のある人を被保険者とする独立した医療制度。
 - 後期高齢者の医療費全体から、患者が窓口で支払う一部負担金を差し引いた額を、概ね公費 5、各保険者が拠出する後期高齢者支援金 4、後期高齢者の保険料 1 の割合で賄う。
- 前期高齢者の加入割合の違いによる負担の不均衡を是正するしくみ
 - 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の医療費を各保険者が共同で負担するしくみ。
 - 各保険者の前期高齢者の医療費をベースに、どの保険者も前期高齢者が同じ割合で加入していると仮定して調整が行われる。

制度の特徴

- 65 歳以上の高齢者を対象とした独立型の制度。
 - 現行の後期高齢者医療制度を前期高齢者の層に拡大するイメージ
- 運営責任主体となる保険者は、都道府県単位で行政から独立した公法人。費用負担者が運営に参画するしくみ。
- 患者一部負担をのぞく医療給付費について、公費負担 5 割を目標。それ以外の部分を、高齢被保険者と若年被保険者の人数比で按分し、それぞれ保険料として負担。
- 若年者の負担は、被用者保険と国保の若年者数で按分し、被用者保険では報酬（負担能力）に見合ったものとする（上限を設ける）。